

201  
84  
1

第  
十

準  
貴

西薇事情

完



國之風俗人情之類國產之什方又因之  
 出月並年増減を為さる勢以國貨を策  
 する者亦之流に記を以て御政廢之  
 可物を記し之を以て記すは中  
 へ所歟其の事ありて是を以て策之係  
 之を記し之を以て記すは中

寛政七乙卯年六月

。田地

一諸侯の地は城之國は之國中ハ分ハ端山之  
 裸山之分ハ耕地之田畑あり田代之穀也其  
 畝一歩之田也手録地也其地あり畔地之  
 土増殖く白山之土は白山砂文りあり其穀





あり今知子分々郡水吾村に流る所なり  
 有る新字に係りしとて小舟に乗るを以  
 て申す僅あり唯逆川の海に落字砂入る  
 所を指し或一町或二町と増堤を築  
 立新字の田地とさるといへども  
 八ヶ峰にあり

國君之教を以て天下を爲すは  
徳に由る也

產物

一、墨書紙に二六七五とあり殊々表は日本軍  
士といふ名を有する中、國中残る善子田といふ高  
を此とていへども形多しとあるは是なり然るは沼

隈郡之内山は、おまふ斗仙の、も一村を以て凡四  
之一程草田有り一反有最上之田地あり最上之  
地才のあゆみよく多なる積毛一千石に織り能の草田を  
此其十畝とあり舊代是より代金五十石位にある  
といへり尤蘭代銀五目降し入るといへても大利とな  
るものなり此等の中ある國産もあり一郡山名は皆  
木凡三至四方は併り也とあり今又小分あるゆへ  
其地を寄中八村に式といふことも併りこもたれど  
賣買はさす不祿能賣する能ひけるゆへ草田は少  
く餘を以て殊に嘉なり運上之上物ある由問やう  
商人め處を有る故に喜有りとも買人あり候々  
申さずして道理明かたりよふにゆる上山南村中山





國中少くは深山ありては草木を植樹を飼畜を  
するの事ありては<sup>一</sup>國を依りては<sup>二</sup>移りては<sup>三</sup>  
る<sup>四</sup>に<sup>五</sup>て<sup>六</sup>地<sup>七</sup>あり<sup>八</sup>て<sup>九</sup>地<sup>一〇</sup>あり<sup>一一</sup>て<sup>一二</sup>地<sup>一三</sup>あり<sup>一四</sup>て<sup>一五</sup>地<sup>一六</sup>あり<sup>一七</sup>て<sup>一八</sup>地<sup>一九</sup>あり<sup>二〇</sup>て<sup>二一</sup>地<sup>二二</sup>あり<sup>二三</sup>て<sup>二四</sup>地<sup>二五</sup>あり<sup>二六</sup>て<sup>二七</sup>地<sup>二八</sup>あり<sup>二九</sup>て<sup>三〇</sup>地<sup>三一</sup>あり<sup>三二</sup>て<sup>三三</sup>地<sup>三四</sup>あり<sup>三五</sup>て<sup>三六</sup>地<sup>三七</sup>あり<sup>三八</sup>て<sup>三九</sup>地<sup>四〇</sup>あり<sup>四一</sup>て<sup>四二</sup>地<sup>四三</sup>あり<sup>四四</sup>て<sup>四五</sup>地<sup>四六</sup>あり<sup>四七</sup>て<sup>四八</sup>地<sup>四九</sup>あり<sup>五〇</sup>て<sup>五一</sup>地<sup>五二</sup>あり<sup>五三</sup>て<sup>五四</sup>地<sup>五五</sup>あり<sup>五六</sup>て<sup>五七</sup>地<sup>五八</sup>あり<sup>五九</sup>て<sup>六〇</sup>地<sup>六一</sup>あり<sup>六二</sup>て<sup>六三</sup>地<sup>六四</sup>あり<sup>六五</sup>て<sup>六六</sup>地<sup>六七</sup>あり<sup>六八</sup>て<sup>六九</sup>地<sup>七〇</sup>あり<sup>七一</sup>て<sup>七二</sup>地<sup>七三</sup>あり<sup>七四</sup>て<sup>七五</sup>地<sup>七六</sup>あり<sup>七七</sup>て<sup>七八</sup>地<sup>七九</sup>あり<sup>八〇</sup>て<sup>八一</sup>地<sup>八二</sup>あり<sup>八三</sup>て<sup>八四</sup>地<sup>八五</sup>あり<sup>八六</sup>て<sup>八七</sup>地<sup>八八</sup>あり<sup>八九</sup>て<sup>九〇</sup>地<sup>九一</sup>あり<sup>九二</sup>て<sup>九三</sup>地<sup>九四</sup>あり<sup>九五</sup>て<sup>九六</sup>地<sup>九七</sup>あり<sup>九八</sup>て<sup>九九</sup>地<sup>一〇〇</sup>あり

一國中少くは深山ありては草木を植樹を飼畜を  
するの事ありては<sup>一</sup>國を依りては<sup>二</sup>移りては<sup>三</sup>  
る<sup>四</sup>に<sup>五</sup>て<sup>六</sup>地<sup>七</sup>あり<sup>八</sup>て<sup>九</sup>地<sup>一〇</sup>あり<sup>一一</sup>て<sup>一二</sup>地<sup>一三</sup>あり<sup>一四</sup>て<sup>一五</sup>地<sup>一六</sup>あり<sup>一七</sup>て<sup>一八</sup>地<sup>一九</sup>あり<sup>二〇</sup>て<sup>二一</sup>地<sup>二二</sup>あり<sup>二三</sup>て<sup>二四</sup>地<sup>二五</sup>あり<sup>二六</sup>て<sup>二七</sup>地<sup>二八</sup>あり<sup>二九</sup>て<sup>三〇</sup>地<sup>三一</sup>あり<sup>三二</sup>て<sup>三三</sup>地<sup>三四</sup>あり<sup>三五</sup>て<sup>三六</sup>地<sup>三七</sup>あり<sup>三八</sup>て<sup>三九</sup>地<sup>四〇</sup>あり<sup>四一</sup>て<sup>四二</sup>地<sup>四三</sup>あり<sup>四四</sup>て<sup>四五</sup>地<sup>四六</sup>あり<sup>四七</sup>て<sup>四八</sup>地<sup>四九</sup>あり<sup>五〇</sup>て<sup>五一</sup>地<sup>五二</sup>あり<sup>五三</sup>て<sup>五四</sup>地<sup>五五</sup>あり<sup>五六</sup>て<sup>五七</sup>地<sup>五八</sup>あり<sup>五九</sup>て<sup>六〇</sup>地<sup>六一</sup>あり<sup>六二</sup>て<sup>六三</sup>地<sup>六四</sup>あり<sup>六五</sup>て<sup>六六</sup>地<sup>六七</sup>あり<sup>六八</sup>て<sup>六九</sup>地<sup>七〇</sup>あり<sup>七一</sup>て<sup>七二</sup>地<sup>七三</sup>あり<sup>七四</sup>て<sup>七五</sup>地<sup>七六</sup>あり<sup>七七</sup>て<sup>七八</sup>地<sup>七九</sup>あり<sup>八〇</sup>て<sup>八一</sup>地<sup>八二</sup>あり<sup>八三</sup>て<sup>八四</sup>地<sup>八五</sup>あり<sup>八六</sup>て<sup>八七</sup>地<sup>八八</sup>あり<sup>八九</sup>て<sup>九〇</sup>地<sup>九一</sup>あり<sup>九二</sup>て<sup>九三</sup>地<sup>九四</sup>あり<sup>九五</sup>て<sup>九六</sup>地<sup>九七</sup>あり<sup>九八</sup>て<sup>九九</sup>地<sup>一〇〇</sup>あり





是をめぐりて彼を飛を所とす。一、御所を所とす。  
 あり一郡にちるつたあり。二、御所を所とす。  
 郷を所とす。三、御所を所とす。四、御所を所とす。  
 又御所を所とす。五、御所を所とす。六、御所を所とす。  
 十四、五人、御所を所とす。

門右の通り、人物の出入りする所。手帳地、再興を命  
ずるに、この通りは、古くよりあり、其年を話さるといへども  
手帳地と云ふても、ある處まで道程あり、手帳地と云ふ石  
中より之場とありとし、是を再興せよ、而して此  
手帳地と云ふて、古くよりあり、先一所より二所あり、再  
興せよ、此れ也、女多き所を引男め、給米を引  
當具代村へ用ひ、該所物を引、此地に於て積

道十六年世よりなせし男めは下被下置とて之  
より大庄屋司に利倍せしめ、其内を志家化の用と  
ふ。附臨時の用を也。子謀するは於て、  
所並悉ある田宅は幾く國中の不姓農業より  
勵むるも、金庫あり幸は此處に一村戸を  
産き、此所を良は買上り江戸は也。用事な半以  
形年ありは、市井へ出、又、十六年、所瀬之産業  
ハ新し物と見へ、是月迄は、其昌を濤本おはす、  
地番々再買置中、然し、結持ある御坊もある  
所、唯、其司は何もあり、又、一葉あり、福山、生  
る侍る也、有り、祓を、前、能く、飛、何と、此、地、は、遠、こ  
ち、あ、十、七、年、の、い、ま、制、度、を、示、し、年、所、に、内、様、と



傳はる國々を以て何れもたはふふはるは  
 是とせり。人々を以て親とわかれしをみ新  
 ちとせり。人々を以て親とわかれしをみ新  
 ちとせり。人々を以て親とわかれしをみ新  
 ちとせり。人々を以て親とわかれしをみ新

一箇中、河に舟を廻し、逆山をたふせり  
此逆山あり、舟をたふせり、逆山といふとさすべし  
大雨ともも忽ち洪水なり、山より舟をたふせり  
一箇山より舟をたふせり、舟をたふせり、  
川より舟をたふせり、舟をたふせり、  
舟をたふせり、舟をたふせり、  
舟をたふせり、舟をたふせり、

清水之谷必田代ノ邊ニ所ニ土砂ヲ押寄リ田畑ノ位  
ヲ卑下スルナリ田畑ノ邊國柄樹ノ砂入ニ成ル  
ト人力ノ所ナク砂ヲ寄ルルナリ砂ヲ寄ルルナリ砂  
ヲ寄ルルナリ砂ヲ寄ルルナリ砂ヲ寄ルルナリ

一、兩國の東邊は古くは中國の南中後、之を兩國あり  
 田畑はあふあふなり、此地は一歩一畝を以て可獲、耕す田  
 畑はあせり、百姓一耕するに二三反を以て、田を反する所  
 あり、田地は不熟せしを大穀ありとせり、國俗は、阿  
 比、中國一重を古傳津より、太古の陸國よりあり  
 陸より海より、市價あり、之より後、自神よりあり、傳中  
 之をとせり、之より後、之を國より、之より後、一重、此  
 古傳津より、之よりあり、古傳津より、之よりあり、之よりあり、

鍾山先生文集卷之四

[illegible]

又飢は諸君一寸七ふ歩七有り然るを強く鞭打撃は死  
に繞り候るといへり此體弱き能道といふ處を極  
み此生る生能く内成る重荷を負ふ或は火  
耕耘をさく有之能を大造の圃用を達せ老  
多き則ち能能道に死を遂ぐ佛は所謂畜生道  
隣り有きといふ處又一何の圃有き死を要すと  
曰ふ又若くは彼種多宅の圃は亡る有り然るに  
種を垂せ老牛を飼拂ふ下は山原を耕す  
生草を取りて油とて死を待つ皮を剥ぎあめ  
のら皮とて肉を削ぎ製法しとらうとて  
佛とてすといふ死候もて圃用を達す物ありとい  
ふ是れ牛馬阿のふくは死十ヶ年を勤功ある牛

る老翁あり及て老翁あり並に頭より白く齒落と  
るを是と知て之を老翁とて之を死後様多  
手より海より朱麻河に之を流し此をとて又國用  
と爲す事なく思ふ事あり故に中國に人なき所多  
ずとて之を北流此色を死後様とて思ふ所なり  
故に利を以て事をしてせり也此の事は傳人を差  
是とて老翁とせしむる老牛馬柳なりと誤りせん  
一初より中世より中世より市中に接人あり  
故に國に人なく初より山より日暮より乃て一  
を乞ひて元來より知る人なく此の事は一  
とて古語に人なく所なりといふ事あり傳人  
日暮より及て老翁とて之を老翁とて之を  
一初より中世より中世より市中に接人あり

又此の事人福山に家中へ管内に之を死後  
世より人なく初より山より日暮より乃て一  
を乞ひて元來より知る人なく此の事は一  
とて古語に人なく所なりといふ事あり傳人  
日暮より及て老翁とて之を老翁とて之を  
一初より中世より中世より市中に接人あり

[illegible]

一國の厚年多平は諸君に是なる者あり然るに  
是とては便利捷徑を求むも其の弊も極く  
長國多し租税之道とて是も古より之極を  
引平不姓一已とて極く之限を定て是より小おせむ

新設の不足先よりたふすに新設強訴しきこと  
不也。あま有司とて之を力に倣へて強訴するのみなり。  
多るなり。況んや先は托付、別荘動子及あり。免子  
五年より可幸と雖も花籠計しきこと一石より眞  
かゝり増税沙汰して高十乃至二倍米沙の石に  
過納元々其額中より名義證立る納金許さず強  
訴せしむるもの人々絶近片情強訴山國の人  
多し。特前あり。

一耕化之是八等種之令々中因之因りては因之化  
り才又利鈍阿ノ物アリ思化一五歩之福妻阿人  
之斗位を以て取成之阿人位を以て阿ノ陳妻  
他之は福妻一石五斗位アリ以て取成之阿人位



合計多き材物ありといふ

一府中町之勢はを回らざるを蘇花縣境人

を以て争ひせり舊情はくさるあり此の里地

より獲き出さるべきに據り十分の年水旱にまぬ

損あり此の地もさるべきに收納あり

上田地一畝 天正五年に 四畝に斗位を以て同額地を

以て之を斗位納めしを以て之を納めし凡そ其自位

を以て是より年ち化さるべきに同額を以て自位

此の地は紫田地也

府中町元元

上より領主の用を

此の地は紫田地也

上月付大徳町  
同市多徳  
味覚志多徳  
弥多徳

木崎元久

木崎元久

府中町之勢はを回らざるを蘇花縣境人

を以て争ひせり舊情はくさるあり此の里地

より獲き出さるべきに據り十分の年水旱にまぬ

損あり此の地もさるべきに收納あり

上田地一畝 天正五年に 四畝に斗位を以て同額地を

以て之を斗位納めしを以て之を納めし凡そ其自位

を以て是より年ち化さるべきに同額を以て自位

千田 福田 加茂 有地 府中





子とて取あり 此れをききし 郡中にも大に驚き  
 目撃す 家宅を打破り 狂藉いせしが至るに西  
 津田村に在りし流るるに人々多し 神主  
 子とて取あり 此れをききし 郡中にも大に驚き  
 目撃す 家宅を打破り 狂藉いせしが至るに西  
 津田村に在りし流るるに人々多し 神主  
 子とて取あり 此れをききし 郡中にも大に驚き  
 目撃す 家宅を打破り 狂藉いせしが至るに西  
 津田村に在りし流るるに人々多し 神主

同業を以てするを志す者ありといへり  
 一伊勢も様とて都以前より田角花殿より伊勢  
 役人を以て半信浮きと府中所より徘徊する事凡そ七八  
 十日の内尤流人の中を中仰り風成禰に義を  
 張る海をより那中よりを折る福運ある事  
 ありせし事浮きを記し郷より留めし故に何國へ  
 行くともあらざるなり村よりある所其の内義を急  
 めかりし故に其の義ある人よりが情ある事と云ふと  
 らくありがごとく故  
 伊勢も様とて都以前より田角花殿より伊勢  
 役人を以て半信浮きと府中所より徘徊する事凡そ七八  
 十日の内尤流人の中を中仰り風成禰に義を  
 張る海をより那中よりを折る福運ある事  
 ありせし事浮きを記し郷より留めし故に何國へ  
 行くともあらざるなり村よりある所其の内義を急  
 めかりし故に其の義ある人よりが情ある事と云ふと  
 らくありがごとく故

[illegible]

町

郡

執之律者

物位乃勅才至多  
至多而才乃勅才

吉村 子為

村古樓  
村古樓

内藏

あふふちふくはるき  
あふふちふくはるき

後より新にうけ代はるを祈るのみ  
 此のふを唱へり  
 海津郡千田元祖氏  
 永代に

大に衆に事あるを以て祝ふ事あり  
 仰き遠く此に  
 多しあらん是も其故才にあらむあり  
 時交位に能く  
 其の事其を著しうは信より信に  
 旨性をあらう  
 如く是は中一嘆く種ともあらん  
 如く思ふの深意  
 う不伸の流あり  
 上臨謹言  
 二光政乙卯年六月  
 利明甫

利明甫

芦田郡下志代村組長以善志村に隣接する之  
を觀察せしむるに此村は互に隣接之れを同村

之細石源龍才二渾多や一源龍下地我伴ひ若  
才へ行き源龍握舞之舞舞をひたり中村上は  
地より地あり之舞十人半あり之を幸ふ四才  
山之地之舞は老人之舞本を舞ひたるなり

一、五化材法氣半

一曰  
十有九

正之此村也為今之本一校時以歲

下之村久花街の半一

白村  
孫少平

白村  
古平山五

一國村  
各處心平氣和

一河村  
力學以爲半五車

一曰村  
臨乞術  
祖名少々々々

一  
日  
村  
五  
八  
為  
八  
千  
五  
五  
五

十八

九千七百八十  
前より市に

上下ある地村は、中以上老人十人あり、け  
れ、を以て、堂長同、きり、を、凡、に、至、二十人、を、ある、あり

大明弘治十四年秋八月

木自元



